

岩手県臨床心理士会倫理規程運用に関する細則

制定：平成23年6月19日

(目的)

第1条 この細則（以下「本細則」という。）は、岩手県臨床心理士会倫理規程（以下「倫理規程」という。）第11条に基づき、定める。

(委員の指名)

第2条 倫理委員会（以下「委員会」という。）を組織する委員については、倫理規程第6条各項に従い、男女いずれかに偏らないようにする。

2 委員会拡大部会については、検討・対応事案の発生ごとに設置し、それにあたり指名する会員・非会員の人数については、奇数名を目指すものとする。

3 必要に応じて、非会員の外部有識者を指名できるものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、連続して2期を超えて担当することはできない。

2 拡大部会設置に際し指名された委員は、当該事案に関して指名された日から調査終了時までを任期とする。

(委員会業務に関する秘密保持)

第4条 委員会業務に関わる個人情報については、当該会員及びその関係者のみならず、他の会員・非会員に漏らすことがないよう、最大限の注意を払うものとする。

2 委員の任期を終えた後においても、委員会業務で知り得た個人情報の取り扱いについては、秘密保持の原則を適用する。

(委員会業務の運営)

第5条 倫理規程第5条に定められた各項目は、委員長を中心に、適正に行われなければならない。

2 委員会活動に要する交通費は、本会が定める旅費細則に従うものとする。

(本会会員の倫理向上に関する提言)

第6条 倫理規程第5条（2）会員の倫理向上に向けての本会への提言を行った場合は、本会の各委員会と連携を取りながらその具体化を図る。

(倫理違反に関する調査)

第7条 倫理規程第5条（3）について、会員及び非会員が倫理違反及び倫理違反が懸念される事案を知ったときは、文書をもって会長に調査請求を行うことができる。

2 調査請求については、本会事務局を窓口とする。

3 本会事務局は、倫理違反に関する調査請求を受理した場合、速やかに会長及び倫理委員長に伝えなければならない。

- 4 会長は、倫理違反に関する調査請求受理の報告を受けた場合は、倫理委員長に、調査及び処遇案を諮問する。
- 5 倫理委員長は、会長からの諮問を受けた場合は、委員会常設部会での検討を経た後、委員会拡大部会を発足させるかを判断する。
- 6 拡大部会員については、委員会常設部会が適任者を推薦し、会長が任命を行う。
- 7 調査は、事実を尊重し、憶測や推測を排除して、厳正な調査を行わなければならない。
- 8 本条5項による調査不要または拡大部会発足が不要と判断された場合は、倫理委員長が事務局を窓口として請求者への回答を行うものとする。

(倫理に関する問い合わせへの対応)

第8条 倫理規程第5条(4)について、会員及び非会員からの問い合わせは文書で受け付け、回答についても文書にて行うことを原則とする。

- 2 会員及び非会員からの問い合わせの受理については、本会事務局を窓口とする。
- 3 本会事務局は、倫理に関する問い合わせを受けた場合、速やかに倫理委員会に伝えなければならない。
- 4 倫理委員会は前項により報告を受けた場合は、速やかに対応の検討をおこない、事務局を窓口として該当者への回答を行うものとする。
- 5 倫理委員会は、問い合わせの内容について倫理違反に関する調査が必要と判断した場合は、会長に勧告できる。

(本会会員による他県での倫理違反事案への対応について)

第9条 本会会員による岩手県外での臨床心理活動において、倫理違反があった場合は、事案が発生した都道府県の臨床心理士会と協議の上、対応を検討するものとする。

(改廃手続き)

第10条 本細則の改廃は、委員会の議を経て、理事会においての承認をおこなう。

附則 本細則は平成23年6月19日より施行する。